

健康保険と厚生年金保険法の標準報酬（横断）

等級、金額、月日と数字がたくさん出てきますが、ベースになる数字をしっかりと覚えます。

まずは、標準報酬月額の高等級をしっかりと覚えます。

健康保険法	厚生年金保険法
50 等級	32 等級

特に、厚生年金保険法の高等級は、令和2年9月1日に1等級加わり32等級になっています。

厚生年金保険法は、給付が過分にならないように、上限を32等級に抑えています。

健康保険法	厚生年金保険法
50 等級	32 等級

上記の高等級を覚えたら次は、金額です。

健康保険法	厚生年金保険法
1 等級…58,000 円	1 等級…88,000 円
50 等級…1,390,000 円	32 等級…650,000 円

あらゆる手段を使って上記の数字を覚えてください。

語呂合わせは、自分が作ったものが一番すっきりしますが、参考に記載します。

ごはん（58）父さん食って（139）健康に。 母（88）と六甲山（650）に行く。
--

次に等級の上限改定に関する数字です。

健康保険法	厚生年金保険法
最高等級の被保険者数の被保険者に占める割合が 100 分の 1.5 を超える場合	全被保険者の標準報酬月額を平均した額の 100 分の 200 が最高等級の標準報酬月額を超える場合
適用時期（共通） その年の9月1日から改定	

ちなみに、88,000 円という数字は、短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準に出てきます。

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満であって、以下の①～⑤全ての要件に該当する場合⇒被保険者になります。

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上あること
- ② 当該事業所に継続して 1 年以上使用される見込まれること
- ③ 報酬（月額賃金）が 88,000 円以上あること
- ④ 学生等でないこと
- ⑤ 被保険者数が常時 501 人以上の事業所



- 【新たに適用拡大となる事業所】（平成 29 年 4 月～）
被保険者数が常時 500 人以下の事業所
- ① 労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所
 - ② 地方公共団体に属する事業所
（国に属する全ての事業所平成 28 年 10 月から適用拡大）

■標準報酬月額等級の上限の弾力的変更

健康保険法（法 40 条 2 項）	厚生年金保険法（法 20 条 2 項）
<p>毎年3月 31 日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が 100 分の 1.5 を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。</p> <p>ただし、その年の3月 31 日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が 100 分の 0.5 を下回ってはならない。</p>	<p>毎年3月 31 日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の 100 分の 200 に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、健康保険法に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。</p>

特に、厚生年金保険法の上限が 32 等級に変更されたこともあり重要な条文です。選択式にも注意が必要です。

政令（内閣で制定される命令）のため、法律の制定と異なり改定が容易です。

次に、標準賞与額です。

健康保険法	厚生年金保険法
573 万円／年額	150 万円／月額
（共通）端数処理 1,000 円未満切り捨て	

健康保険法は、1 年間の総額が 573 万円で上限。

厚生年金保険法の場合は、月当たり 150 万円が上限になります。